犬山市都市計画マスタープラン

【計画期間:2011年~2022年】

【概要版】

いつまでも暮らし 交流を生み、 にぎわいがあふれる

都市

基盤が整い、 自然や環境と 活力を創出する 調和する



はじめに

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映させながら、目指す べき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すものです。

犬山市では、行政運営を進める上での総合的な指針である第5次犬山市総合計画などを踏まえ、「犬山市 都市計画マスタープラン』を策定しました。策定にあたっては、市民意向調査やパブリックコメントのほか、 市民の生の声を把握するために住民ワークショップ(地域別会議)等を開催し、市民の意見を計画に生かし ています。

『犬山市都市計画マスタープラン』は、本市の目指すべき将来像とその実現に向け、土地利用など個々の都 市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針 を明らかにした「地域別構想」で構成されています。

全体構想

目標年次

第5次犬山市総合計画にあわせ、『平成34年度 (西暦2022年度)』を目標年次とします。

目標人口

第5次犬山市総合計画にあわせ、『77,000人の 居住人口を目指し、目標人口を80.000人」とします。

土地利用フレーム

○住居系用地

- ●市街化区域内における都市的低・未利用地の宅地化誘導や駅周辺での"まちなか居住"の促進
- ●今後の世帯数動向や重要バランスの状況、多様な居住ニーズ等への対応による、市街化調整区域における新たな住宅・ 宅地の計画的誘導の検討
- ●多様な住居系用地の形成による、新たな定住人口の増加促進

○商業系用地

●郊外部での新たな商業系用地の形成を抑制し、犬山駅周辺等を中心に商業系用地の形成・機能充実

○工業系用地

- ●主要な幹線道路沿道など立地しやすい区域を中心として、約30ha程度の新たな工業系用地の形成
- ●市街化調整区域での整備・開発にあたっては、地区計画等による計画的な工業系用地の形成

将来都市像及び都市づくりの目標

第5次犬山市総合計画における「まちの将来像(目指すまちの姿)」に即し、将来都市像と4つの都市づくり の目標を定めます。

人が輝き "わ"のまち 地域と活きる

○健康市民づくり ○自主財源の確保 ○都市の持続可能な発展 など

「いつまでも暮らし続けたくなる都市」 「基盤が整い、活力を創出する都市」

「交流を牛み、にぎわいがあふれる都市」「自然や環境と調和する都市」

めくる順番① めくる順番②

都市づくりの基本方針

【土地利用】

U

- ○各市街地における、都市基盤施設の整備・改善、商業・業務機能等や生活サービス機能の集積誘導や多様な居住ニーズに対応した住宅の立地促進
- ○都市拠点における、民間活力を生かした遊休地の有効利用等による多様な都市機能の集積誘導
- ○集落地等における、基盤施設の整備にあわせた、生活利便施設等の立地促進
- ○地区拠点へとつながる幹線道路沿道における、徒歩や自転車でも利用しやすい商業機能等の立地促進
- ○健康づくり・福祉エリアの整備・充実及び東部の丘陵地に広がる森林やまとまりある優良農地の保全

【都市施設(都市交通施設、公園・緑地等)】

- ○城下町地区における、歩行空間の整備、周辺部での駐車場設置等の検討、地区内への自動車交通の過度な進入抑制
- ○都市拠点や地区拠点における、歩行環境の改善・創出及び駅へのアクセス利便性を高める都市交通施設の整備
- ○集落地や住宅団地等における、生活道路等の整備・改善や公共交通での各拠点のネットワーク化による身近な生活圏の形成 ○バス交通の利便性向上
- ○自動車交通量の多い生活道路における、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備
- ○既存の歩行空間や河川沿いの桜並木や緑道の活用又は健康づくり・福祉エリアや各拠点間をつなぐ歩行者ネットワークの形成

【景観形成・防災等】

- ○城下町地区における、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり
- ○交通安全施設の充実、啓発活動等の強化・充実による安全で快適な交通環境の確保
- ○古くからの市街地における、狭あい道路の改善や避難路・避難場所の確保、建築物不燃化・耐震化の促進
- ○市街地や集落地における、防犯灯の設置や防災体制・防犯体制の強化
- ○土砂災害などの災害が発生する可能性が高い地域での新たな市街地拡大の制限

【その他】

○身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理などの取組みの推進

【土地利用】

- ○都市拠点における、都市基盤施設の整備・改善、商業・業務機能等の集積誘導、居住機能や医療・福祉機能の維持導入の促進 ○広域からのアクセス利便性に優れた地域における、新たな産業用地の形成
- ○市街化区域内の都市的低・未利用地の活用

【都市施設(都市交通施設、公園・緑地等)】

- ○都市拠点における、安全で安心して歩ける歩行空間の整備等によるにぎわい・活力の醸成や都市基盤施設の整備推進
- ○国道41号の6車線化や名濃道路の建設促進及び(都)成田富士入鹿線等の整備推進
- ○これまで築いてきた道路、橋梁、公園、下水道等の都市基盤施設の適切な維持管理

【土地利用】

- ○関連計画に基づいた歴史・文化資源等の保全・活用
- ○都市的低・未利用地のうち宅地化の見込みにくい土地や耕作放棄地を市民農園や市民菜園として有効活用

【都市施設(都市交通施設、公園・緑地等)】

- ○幹線道路の整備及び公共交通網の強化・充実
- ○木曽川沿いでの歩行者・自転車空間の確保の検討
- ○木曽川沿い地域〜犬山遊園駅〜犬山城・城下町地区〜犬山駅・犬山口駅までの回遊性を高めるような拠点づくりやサイン設置等
- ○観光・レクリエーション拠点の広域ネットワーク形成及び既存の歩行空間や河川沿いの桜並木や緑道を活用した歩行者ネットワークの形成
- ○東海自然歩道の利用増進や里山づくりを通じた自然再生活動等の支援
- ○城下町地区における、安全で安心して歩ける歩行空間の整備及び周辺部での駐車場設置等の検討
- ○都市公園・緑地の利用増進及び既存の公園や広場の伝統文化や祭り、イベントの場としての活用

○スポーツ・レクリエーション活動の場となる新たな公園(体育館や交流スペース等)の設置検討

【景観形成・防災等】 ○城下町地区における、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり、既存の歴史的建造物の修理や復元、歴史的町並みと調和し た景観形成及び伝統的建造物群保存地区の指定の検討

【その他】

○身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理などの取組みの推進

【土地利用】

- ○東部丘陵の緑地や、まとまりある農地の保全、及び里山づくりや保全活動に参加できるような機会の提供
- ○生産緑地の保全及び社寺林などのまとまった緑地の保全方策の検討
- ○地区計画や緑化協定等の制度を活用した民有地の緑化促進及び規模の大きな開発等での緑化の誘導
- ○都市拠点や地区拠点を中心とした"まちなか居住"や様々な都市機能の立地促進

【都市施設(都市交通施設、公園・緑地等)】

- ○里山や農地、河川・水路やため池などを活用した、身近に自然とふれあえる場の確保
- ○市街地内の公園や緑地をきめ細かく結ぶ水と緑のネットワークや、様々な施設をつなぐ歩行者ネットワークの形成
- ○利便性の高い公共交通体系の構築やサービス水準の維持・向上

【景観形成・防災等】

○「犬山市景観計画」に定めるより良い都市景観の形成

【その他】

- ○環境負荷低減に向け、緑豊かで環境と共生するような公共施設の整備
- ○各種の環境保全に取り組む団体等と協力して環境学習やイベントなどの啓発事業の実施

都市づくりの目標

いつまでも暮らし続けたくなる都市

▶地域の歴史文化を礎に

○歴史的風致の維持・向上などによる、地域に根差した 生活文化や地域コミュニティを礎にした、多様な世代 が住み続けたくなる、住み継ぎたくなる都市

▶公共交通を軸とした身近な生活圏を中心に

○主要駅を中心とした拠点形成や、公共交通・徒歩等の 交通手段を用いた拠点間のネットワーク化などによ る、過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けたくな る都市

▶"あんき"で安全・安心な暮らしと市民の健康を支えて

- ○誰もが快適に移動できる交通環境の確保や防犯面に配慮した施設整備などによる、安全で市民が安心して暮らしを続けることができる都市
- ○歩行者ネットワークや健康づくり・福祉エリアの形成 などによる、市民の健康な暮らしを支え、市民の健康づくりに寄与する都市



交流を生み、にぎわいがあふれる都市

▶市街地と東部の丘陵地のネットワークを形成して

○東部の丘陵地にみられる観光・レクリエーション施設や住宅団地、集落地と市街地のネットワーク化、歴史・文化資源や観光・レクリエーション施設等をつなぐ歩行者ネットワークの形成による、多様な交流が生まれ、にぎわいづくりや各施設の利用の増進へとつながる都市

▶城下町地区の歴史文化を礎に

○多くの観光客を引きつける魅力を持つ城下町地区の一層の魅力向上などによる、市民と来訪者との交流を促進し、にぎわいあふれる都市

▶新たな交流の場の形成を通じて

○市民同士の交流の場となる市民交流エリアの整備・充 実と、自然とのふれあいや市民同士の交流を深められる ような市民農園・菜園の提供などによる、新たな交流を 育むことのできる都市

凡例			
	歴史文化を礎とした観光・交流拠点		
	市民交流エリア		
••••	参行者・自転車ネットワーク(さくらねっと・うぉーく等)		
	木曽川、入鹿池		
	国道41号・尾張パークウェイ		
-	鉄道網		



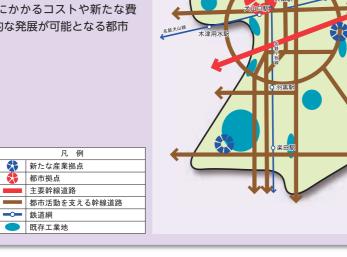
基盤が整い、活力を創出する都市

▶都市拠点や産業拠点を形成して

○"まちなか居住"の促進、都市拠点・新たな産業拠点の 形成や幹線道路の整備などを通した、第5次犬山市総 合計画で位置づけられている「豊かさ向上軸」の形成に よる、活力を生み出し、持続的な発展が可能となる都市

▶既存ストックの活用を基本に

○基盤施設の老朽化に対する対応や既存ストックの有効 活用などによる、都市運営にかかるコストや新たな費 用負担を極力抑制し、持続的な発展が可能となる都市



自然や環境と調和する都市

▶歴史や自然を感じられる景観を守って

○歴史的景観や水辺景観、里山景観、商業地景観、住宅地 景観の保全・形成による、「歴史」「自然」「生活」といっ た固有の風土や環境を有した都市

▶豊かな自然とのふれあいを通して

○木曽川、東部の丘陵地や入鹿池、まとまりある農地等の 保全、河川や歩行者ネットワークを活用した水と緑の ネットワークの構築による、豊かな自然に包まれ、身近 に自然を感じることができる都市

▶地球環境への負荷を抑制して

○過度に自動車交通に依存しない交通体系の構築、環境と共生した住宅・宅地の確保、環境への取組みを広く周知・PRするような場の充実などによる、地球環境にやさしい都市

	凡例		
*	森林・里山ゾーン		
	農地ゾーン		
	城下町地区		
••••	水と緑のネットワーク		
	木曽川、入鹿池		
	針 道網		







地域別構想

犬山地域 |まちづくりの目標・方針

■楽しく歩ける安全・安心なまち

- ・城下町地区における、安全で安心して歩ける歩行空間の整備及び地区内への 過度な自動車交通の進入抑制
- ●良好な住環境の整備を目指し、地区計画区域等における生活道路や身近な公 園の整備等の市街地整備の促進 等

■地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたくなるまち

- ●城下町地区における、歴史・文化資源等の保全・活用、愛着・親しみ・誇り の持てる景観形成及び伝統的建造物群保存地区の指定の検討
- ●体育館の跡地利用の検討、福祉会館の移転及び跡地利用の検討 等

■玄関口にふさわしいにぎわいと新たな活力が生まれるまち

- ●都市拠点における、民間活力を生かした遊休地の有効活用及び居住機能や医 療・福祉機能の維持・導入の促進
- ●国道41号の6車線化や名古屋高速道路の延伸など、国への働きかけを通じ た、名濃バイパスの整備促進 等

■みんなが健康で元気に暮らせるまち

- ●地区拠点における、駅前広場等の都市基盤施設の整備・改善や歩道設置等に よる生活利便施設や徒歩・自転車でも利用しやすい商業施設等の立地促進
- ●竹ノ腰地区における、スポーツ・レクリエーション活動の場となる新たな公 園(体育館や交流スペース等)の設置検討等

■水や地域の歴史・文化に親しみ 歩いてめぐれるまち

- ●半ノ木川、五条川における、ウォーキング・トレイル事業等による、堤防を利 用した遊歩道の整備
- ●磨墨塚史跡公園・羽黒城址の整備 等

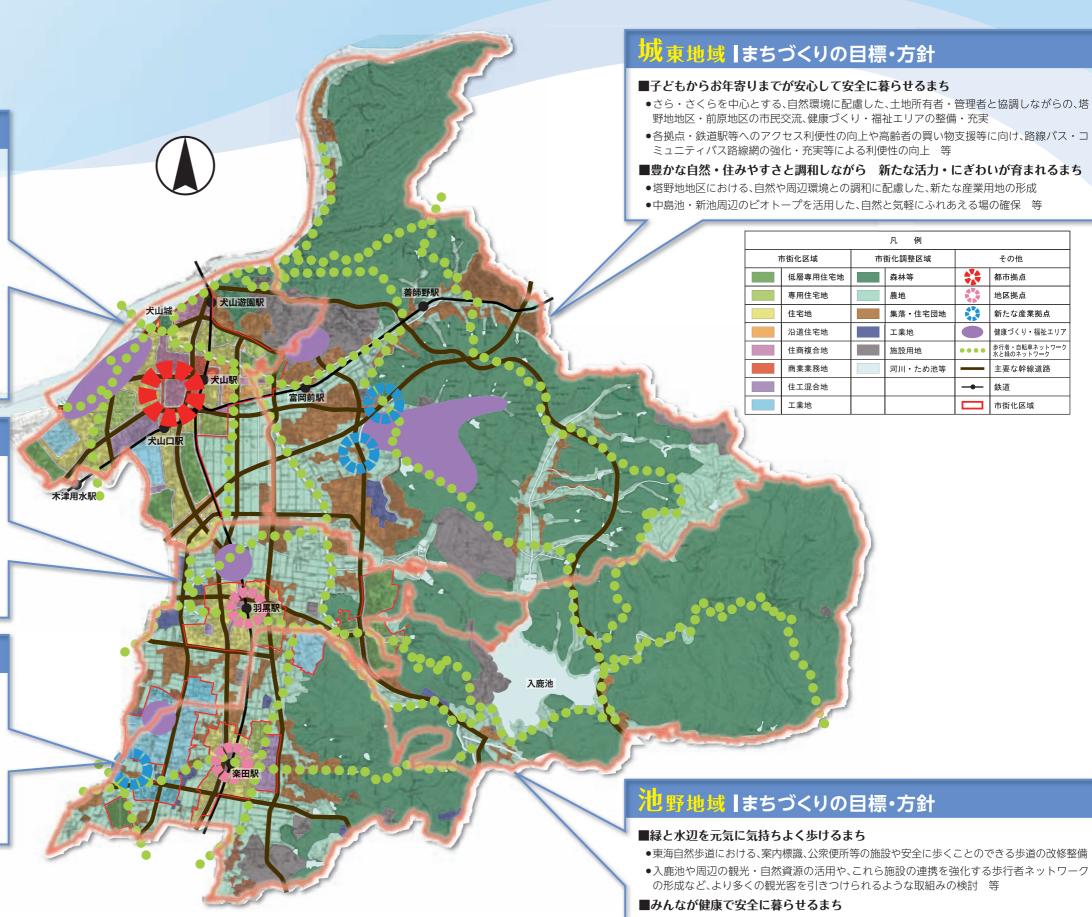
♥田地域 【まちづくりの目標・方針

■集積する産業と共生しながら便利で快適な生活環境が整ったまち

- ●楽田駅へのアクセス利便性を高めるような道路整備及び駅前広場の整備・ 改善
- ●既存の産業用地の周辺における、新たな産業用地の形成 等

■地域の豊かな歴史・自然にふれあえる歩いて楽しいまち

- ●薬師川沿いの桜並木や、青塚古墳、大縣神社等の歴史・文化資源を結ぶハイ キングコースの活用による、歩行者ネットワークの形成及び歩行環境の充実
- ●大縣神社を中心とした歴史的風致の維持・向上 等



0 500 1,000

2,000

3,000

4,000

■緑と水辺を元気に気持ちよく歩けるまち

●東海自然歩道における、案内標識、公衆便所等の施設や安全に歩くことのできる歩道の改修整備

凡. 例

市街化調整区域

森林等

農地

工業地

施設用地

集落•住宅団地

河川・ため池等

その他

都市拠点

地区拠点

新たな産業拠点

健康づくり・福祉エリア

歩行者・自転車ネットワーク 水と緑のネットワーク

主要な幹線道路

鉄道

市街化区域

•

市街化区域

低層専用住宅地

専用住宅地

沿道住宅地

住商複合地

商業業務地

住工混合地

工業地

住宅地

●入鹿池や周辺の観光・自然資源の活用や、これら施設の連携を強化する歩行者ネットワーク の形成など、より多くの観光客を引きつけられるような取組みの検討等

■みんなが健康で安全に暮らせるまち

¬ m

5,000

- ●防災性の向上に向け、県への要望を通じた、新郷瀬川の改修促進及び災害時の避難路確保に 向けた道路整備の検討
- ●大型車をはじめとする自動車交通の円滑な処理に向け、県への要望を通じた、主要地方道多 治見犬山線の整備・促進 等

4

計画の実現に向けて

協働による都市づくりの方針

本計画を実現していくためには、市民と行政、NPOやコミュニティ活動団体、ボランティア組織をはじめとする各種団体、企業などの事業者がお互いの役割を明確にしつつ、協働して都市づくりを進めていくことが必要です。

行政

- ●今後の都市づくりの方向性を踏まえながら、秩序ある土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めます。
- ●各地域のまちづくり構想を踏まえつつ、市民や事業者と協働して、各々の地域における身近なまちづくりを実践していきます。
- ●市民や事業者との協働による身近なまちづくりの実践に向け、広報誌やホームページなど多様な媒体を活用し、都市づくりに関する情報などをわかりやすく市民に提供し、各種計画づくりへの参加機会の拡充を図るとともに、各種活動団体等のまちづくりに関する活動等を支援していきます。

市民•事業者

●市民や事業者は、都市計画の仕組みや制度等について知識や理解を深めながら、自ら考え、実践することで、秩序ある土地利用を進めるものとします。また、行政と共に考え、共に活動しながら、土地利用や景観のルールづくり、生活道路や公園の整備等といった身近なまちづくりの計画策定や実践等に積極的に取り組むものとします。

本計画見直しの基本的考え方

第5次犬山市総合計画などの上位計画に大きな変更が生じた場合や今後の社会経済情勢の変化等により新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合においては、必要に応じて本計画を適切に見直していくこととします。

~なぜ策定するの?~

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正に伴い制度化され、本市では 平成10年に犬山市都市計画マスタープランを策定しています。

この当初の都市計画マスタープラン策定から10年以上が経過しており、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の変化、環境との共生等に対応するため、住民参加型のまちづくりや既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり等の必要性が高まっていることから、計画を見直し、新たな犬山市都市計画マスタープランを策定しました。

【発行日】平成23年3月

【問合せ先】 犬山市 都市整備部 都市計画建築課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 TEL: 0568-61-1800(代表), 0568-44-0330(直通)

FAX: 0568-44-0366 E-mail: 080100@city.inuyama.lg.jp

※このパンフレットは、犬山市都市計画マスタープランの概要版です。犬山市都市計画マスタープラン本編は、 市ホームページでご覧いただけます。 http://www.city.inuyama.aichi.jp/